

「電話保守契約のすすめ」を発行 ～企業通信システム維持管理のガイドライン～

電気通信事業法第71条では、公衆回線やCATVの通信回線に接続する端末設備の接続及び配線工事や実地監督は、「工事担任者(工担者)」という国家資格の専門家が実施しなければならないと規定しています。

そのため、情報通信設備協会では従来から、①分界点に関する工事等については、法律に基づき、安全性を確保しながら国家資格の専門家(工事担任者)が実施しなければならない、②宅内設備については、企業や個人が安全性を自主的に確保し、様々な機器を接続しなければならない、ことを徹底するため、分界点以降における企業の複雑な通信システムやICT・情報の活用等は、その企業の依頼を受けて、会員企業の工事担任者が代理となって設計・設置等の各種管理・サポートやアドバイスを行うよう、ガイドブック「中堅・中小企業のICT・情報活用とは～情報通信システム保守サービスのすすめ～」を作成するなど、保守契約推進の取組みを進めてまいりました。

※ 電気通信事業法第71条(工事担任者による工事の実施及び監督)

利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続する時は、工事担任者資格者証の交付を受けている者(以下「工事担任者」という。)に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実地に監督しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りではない。

関東地方本部では、「現場で使える[保守契約の手引き]が欲しい」との会員の声を受け、平成20年から茨城県支部会員と関東地方本部組織委員会メンバーにより、保守ガイドブック作成の検討を続けてまいりましたが、この度、別紙のとおり「電話保守契約のすすめ～企業通信システム維持管理のガイドライン～」を完成し、発刊いたしました。

なお、会員の皆様には有償で配布いたしますので、詳細は下記へお問い合わせ願います。

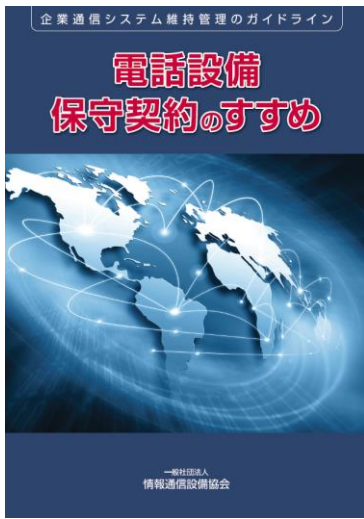
[お問い合わせ先]

(一社) 情報通信設備協会 関東地方本部 事務局

TEL : 03-5640-4761 FAX : 03-5640-6599

E-mail : kanto@itca.or.jp URL : <http://kanto.itca.or.jp/>

「電話保守契約のすすめ～企業通信システム維持管理のガイドライン～」の構成



1 BCP(事業継続)に不可欠な通信機器の安定性

驚くべき変化する社会経済環境の中で、企業・自治体・公共団体の存続・発展にとって、BCP(事業継続計画)の確立は極めて重要な役割を果たしています。

その中でも、人々の意思疎通を担うコミュニケーションネットワークの確保は、常に本業の要諦から、何れにもまして重要な課題であることが明確となりました。災害時や非常事態においても、平時時の通常の通信ネットワークの安定稼働は確保しなくてはなりません。

最近では通信ネットワークの進化が著しく、固定電話、移動電話に加え、インターネット、衛星通信、ブロードバンドネットワークなど多様な通信手段が並存し、顕著な進化が起きています。

このような多様化するネットワーク環境下を先駆けて、企業・自治体・公共団体の活動を継続的に支えるべく、通信機器の安定稼働と、通信ネットワークの安定稼働を、積極的に確保する必要があります。

そのためには、平常時からより緊要度を高める、通信機器の維持管理に必要不可欠な保守行為を実施することが重要です。

通信機器に安定した稼働を確保し、通信ネットワークを可能な限り確保し、保守行為と保守契約が求められます。

1-1 電話機保守契約のすすめ

2 設備の維持・管理のためには保守行為が必要

通信ソフトwaresはいつでも、当方利用者が利用できるように稼働し続けることは、企業・自治体・公共団体の要諦に当たります。

特に、電話設備は企業活動のコミュニケーションツールです。

特に、多様な通信手段が並存する中で、その中でも電話は「リアルタイム」に、相手と直接コミュニケーションが図れる、最も確実なコミュニケーション手段として、信頼を得ています。

また、電話設備は「リアルタイム」に、緊急時に活用できる重要な役割も果たしています。

そこで、通信機器に安定した稼働を確保し、通信ネットワークを可能な限り確保し、保守行為を実施する必要があります。

そのためには、平常時からより緊要度を高める、通信機器の維持管理に必要不可欠な保守行為を実施することが重要です。

通信機器に安定した稼働を確保し、通信ネットワークを可能な限り確保し、保守行為と保守契約が求められます。

3 保守行為には保守契約が必要

電話設備の安定した稼働を確保するためには、保守行為の実施が不可欠です。また、早急に保守行為を実施するためには、保守契約を利用することが効果的です。

保守行為とは、通信システムの運用に際して、平常時からシステムの故障・破損を未然に防止するための点検・修理・部品交換などのことです。

(1) システムの故障・破損を未然に防止するための点検・修理・部品交換などの実施を行います。

(2) システムの運用状況や使用状況の変化に応じて最適な保守を行うことが可能となります。

保守行為を行うためには、平常時からシステムの運用状況を確認することが不可欠です。

(1) システムの故障・破損を未然に防止するための点検・修理・部品交換などの実施を行います。

(2) システムの運用状況や使用状況の変化に応じて最適な保守を行うことが可能となります。

(3) 障害が発生したとき、その原因を速く特定し、早急な対応を行うことが可能となります。

保守行為を行うためには、保守契約が必要となります。保守契約とは、通信システムの運用に際して、定期的な点検・修理・部品交換などの実施を行うことです。

保守契約を利用することにより、保守行為の実施が確実に実施され、システムの安定稼働が確保されます。

(1) システムの故障・破損を未然に防止するための点検・修理・部品交換などの実施を行います。

(2) システムの運用状況や使用状況の変化に応じて最適な保守を行うことが可能となります。

(3) 障害が発生したとき、その原因を速く特定し、早急な対応を行うことが可能となります。

3-1 電話機保守契約のすすめ

4 保守と保証の違い

保守と保証は異なるものですが、その違いを理解することが必要です。

電話設備における「保守」とは、主にメーカーの取扱説明書に基づき、定期的な点検・修理・部品交換などの実施を行うことです。また、保証とは、特定の製品や部品に対して、一定期間内に故障が発生した場合は無料で修理または部品交換を行うことです。

また、電話設備は、電気通信事業法に基づき、公共の通信ネットワークに接続する設備として通信事業者との接続を行う必要があります。この場合、保守と保証は必須となります。

保守行為は、電話設備の安定稼働を確保するために不可欠な行為であり、専門業者と保守契約を締結し、その実施を依頼する必要があります。

また、電話設備は、電気通信事業者と接続する設備として通信事業者との接続を行う必要があります。この場合、保守と保証は必須となります。

4-1 電話機保守契約のすすめ

5 電話設備ライフサイクルについて

電話設備における設備の購入から更新までのライフサイクルは次のようになります。

購入・導入	運用・保守	更新・廃棄
1	2	3

また、電話設備は、電気通信事業者と接続する設備として通信事業者との接続を行う必要があります。この場合、保守と保証は必須となります。

また、電話設備は、電気通信事業者と接続する設備として通信事業者との接続を行う必要があります。この場合、保守と保証は必須となります。

6 法律による工事担任者制度

電気通信事業法(1958年)の制定により、それまで電気通信会社であった国内電気通信事業者が創設されました。

また、電気通信事業者の設備である「電気通信設備」(公用物)と、利用者側の設備である「端末設備」(私的設備)とを明確に区別し、前者を「公用物」として、公的責任を負うことになりました。これは、利用者側の設備が、電気の供給を受ける設備に該当するに限り、公共的責任を負うことになったのです。

また、電気通信事業者は、公用物に接続する設備に必要十分な保安設備を設置し、必要に応じて保安設備を整備し、工事担任者(1級)または2級資格者の監督の下で、保守行為を実施する必要があります。

また、電気通信事業者は、公用物に接続する設備に必要十分な保安設備を設置し、必要に応じて保安設備を整備し、工事担任者(1級)または2級資格者の監督の下で、保守行為を実施する必要があります。

6-1 電話機保守契約のすすめ

ITCA 一般社団法人 情報通信設備協会
Information Technology Contractors Association

会址: 東京都千代田区千代田1-1-1 千代田ビルディング 4F
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 千代田ビルディング 4F
TEL: 03-5561-7181 FAX: 03-5561-7182
E-mail: info@itca-jp.org